

# 平成31年第1回玉名市農業委員会総会議事録

平成31年1月7日（月）午後2時 玉名市役所 第二委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔	14番	高田 優子
15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子
19番	村端 一弘						

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

10番 田上 一      13番 小川 信孝

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美□	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明
推17	中山 一久	推18	坂本 修	推19	平野 秀正		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 小山 博 係長 竹森 明德 参事 松倉 司  
主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

## 議 題

第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）  
第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第4号 農用地利用集積計画の決定について

## 報 告

第1号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第2号 農地の形状変更届について

## 1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので始めたいと思います。皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。昨年は新体制となりまして、多岐にわたる農業委員会の業務を行っていただき、大変お疲れさまでした。またお世話になりました。今年も1年間よろしく願いいたします。

本日は、農業委員総数19名のうち、10番の田上委員と13番小川委員からの欠席の届けがあっており、農業委員は17名の御出席でございます。また、最適化推進委員の総数19名全員が出席されております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成31年第1回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。

昨年8月よりこの新体制に移行いたしまして、皆さんと共に一生懸命勉強もいたしてまいりました。そのような中で、もう1月を迎えまして約半年ということになりまして、新たに農業委員、推進委員になられた方も、大体農業委員会の流れと仕事の内容は、おわかりいただけたと思っております。

我々農業委員、推進委員は、各地域から選ばれて出てきておる代表者でもございますので、これから新たな幕開けと同時に、元号も発布されるわけでございますけれども、農業委員、推進委員として、地域の代表者であるという自覚を持って、仕事に専念していただきたいと思っております。

また、この後、地域の農家のためにどのように我々は頑張っていけばいいということとか、いろんな議案も出ております。また、次から次に山積しておりますいろんな問題もございますので、一生懸命努力をいたしまして、農家のためにも頑張っ  
てまいりたいと思っております。

本年もどうぞひとつよろしく願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。

それでは、まず、本日の議案は、議第1号より議第4号までの88件と、報告第1号より2号までの29件が提案されております。慎重なる御審議よろしく願い

いたします。

また、本日の議事録の署名委員は、15番の吉田委員と16番、島村委員にお願いを申し上げます。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べたうえで発言をお願いいたします。また、採決の際は、挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成31年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、滑石の田975㎡外1筆、計1,668㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。報告第1号28番と関連がございます。

2番、荒尾市と大浜町の申請人で、大浜町の田20㎡を農業廃止と経営拡張のため売買するものです。議第4号40番と関連がございます。

3番、田崎の申請人で、北坂門田の田409㎡外9筆、計6,596㎡を子へ贈与するものです。

4番、箱谷の申請人で、青木の畑1,884㎡外1筆、計4,454㎡を労力不足と経営拡張のため、賃貸借権の設定をするものです。次の議第1号5番と関連がございます。

5番、熊本市と箱谷の申請人で、箱谷の田426㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。先の議第1号4番と関連がございます。

6番、高瀬と三ツ川の申請人で、三ツ川の畑682㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

7番、岱明町扇崎と鍋の申請人で、岱明町鍋の田639㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

8番、横島町の申請人で、横島町横島の畑418㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3ページをお願いします。

9番、熊本市と天水町の申請人で、天水町小天の田5,384㎡を贈与するもの

です。

以上9件、合計20,287㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを充たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明がございました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件1番は、譲渡人は労力不足です。譲受人は相手方の要望です。下限面積も足りていますので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○推3番（松本恒幸君） はい、推進委員3番の松本です。2番の案件について御説明いたします。

これは備考欄に書いてあるように、議第4号の40番と関連がございまして、大体1枚の面積ですけれども、何か知らんけども20㎡と729㎡と別々にこれはなつとるわけでした、今度息子さんですけれども、大浜におられず荒尾におるということで、今、お袋さんが大浜に1人住んでおられて、もう農業はしないということで、譲受人の方と話ができておりまして、実質は750㎡全部を譲渡するような形になりますけれども、なにせ面積が2筆となっている以上は、分けて譲渡ということになりますので、何ら問題はないと思います。農業廃止と譲受人は経営拡張ということですので、どうか御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。3番の件について説明いたします。

譲渡人、譲受人は親子関係です。下限面積も充たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、5番は同一委員さんのようでございますので、続けてお願いいたします。

○8番（船津和利君） はい、8番、船津です。4番、5番について説明いたします。

4番の案件につきまして、賃貸人は労力不足と、それと借人の人が経営拡張ということでこういう契約になっております。

それから、5番につきましては、譲渡人も労力不足、譲受人が経営拡張ということで、下限面積もこれですね、充たしておられますので、何も問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願いいたします。

○推9番（橘 一輝君） 推進委員番号9番の橘でございます。6番について御説明いたします。

譲渡人はですね、相手方の要望ということでございます。譲受人のほうはですね、経営拡張ということで、下限面積もですね、充たしておりますのでですね、何ら問題はなく、許可相当と判断いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番をお願いいたします。

○推13番（徳井勝美君） はい、推進委員番号13番、徳井です。7番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も充たしており、許可相当と思います。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○推14番（永田光秀君） はい、推進委員14番、永田です。8番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題なく許可相当だと思われま。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、お願いします。

○19番（村端一弘君） 農業委員19番の村端です。9番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は知り合いで、贈与ということで問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第1号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第2号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 4ページをお願いいたします。

議第2号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成31年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の畑445㎡で、当初個人住宅の転用目的だったところ、備考欄の理由により計画を断念、今回承継者が駐車場に計画変更するというので、次の議第3号4番と関連がございます。

以上1件、合計445㎡を御提案しております。

去る12月27日に地元委員同道の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましてところで、受付番号1番の委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番(赤松繁之君) はい、3番、赤松です。この案件はですね、平成14年の8月9日の総会で可決された案件だそうです。許可後にですね、複数名義の個人住宅を建てる予定でしたが、嫁さんのお母さんが病気になられて看病、そのあと御主人が転勤ということで、単身赴任で家を建てるどころではないというような形で、現在もですね、嫁さんのお母さんが高齢で介護が必要、御主人はまだ相変わらず単身赴任ということで、やむを得ず住宅建設を断念されたということでの申請だそうです。あとは駐車場になるそうです。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

委員さんの説明が終わりまして。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。  
議第2号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第2号については、許可することに決定いたしました。  
次に、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第3号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1号の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成31年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の田30㎡外1筆、計1,805㎡で、選挙事務所及び駐車場への一時転用です。一時転用の期間は、平成31年1月15日から平成31年6月30日までで、農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が松木の田436㎡外1筆、計908㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑1,042㎡外1筆、計2,027㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が山田の畑445㎡で、転用目的は経営するアパートの駐車場用地です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。先の議第2号1番と関連がございます。

5番、申請物件が山田の田1.11㎡外1筆、計15.11㎡で、転用目的は排水施設の用地です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が大浜町の畑327㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が宮原の畑42㎡で、転用目的は住宅敷地の拡張です。農地区分

は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第1号27番と関連がございます。

7ページをお願いします。

8番、申請物件が田崎の畑287㎡で、転用目的は事業用の駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が玉名の田459㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療機関がおおむね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が三ツ川の田296㎡外2筆、計2,957㎡で、転用目的は植林です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が岱明町西照寺の田1,273㎡外3筆、2,063㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

12番、申請物件が岱明町浜田の畑407㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

13番、申請物件が横島町横島の畑358㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第1号11番と関連がございます。

以上13件、合計12,100.11㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る12月27日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、1番から順に委員の説明をお願いいたします。

1番、2番は関連といたしますか、同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

1番からどうぞ。



○推 1 番（水本信之君） 推進委員 1 番、水本です。1 番の案件について説明いたします。

場所は玉名警察署の南側です。転用目的は選挙事務所及び駐車場。プレハブ 1 棟、79.34㎡を建て、駐車場 46 台分、仮設トイレ 8 個。一時的にバラスを敷きつめ、選挙終了後、元に戻すということでしたので、給水は前面道路より市水道から引き込み、生活排水は下水道に排出、雨水は側溝に放流する。施設の利用期間は、平成 31 年 1 月 15 日から平成 31 年 6 月 30 日まで。

現地調査の結果、何ら問題もなく、本件については許可相当と判断いたします。

続きまして、2 番の案件について説明いたします。

第 3 種農用地区域外です。建てられる目的で、土地の選定理由は、市街地中心部から近く、ライフラインも整備され、利便性と環境面から見て、集合住宅に適した場所であるという理由から設定したそうです。

転用目的は共同住宅建設のため、建築物は共同住宅 2 棟、木造 2 階建て 10 世帯分、294.44㎡です。駐車場が 19 台分、給排水は既設水道より引き込み、雨水は集水して南側側溝へ放流するそうです。生活排水、汚水は、既設下水道に排出すると。周辺は住宅地のため、現在ある道路の周りの側溝を道路の高さまで嵩上げし、その高さに埋め立てるそうです。西側の住宅地の境界には L 型ブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ。

現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3 番、4 番、5 番まで続けてお願いいたします。

○3 番（赤松繁之君） はい、3 番、赤松です。3 番の案件について御説明いたします。

この案件はですね、昨年 9 月 5 日の総会で許可後、会社の後継問題で、昨年 12 月 5 日の総会のときに返納となった案件で、今回ですね、会社名を変更して再度の申請です。申請人は不動産賃貸業で、前回と同じ条件で場所も同じで、玉名市地域ですね。アパート 2 棟を建設するもので、場所は築山小学校の北西 300m ぐらいのところ、玉名バイパスの南側です。西側と南側は宅地、東側は荒地、北側は農地です。少し高いところなので周りをブロックと L 型擁壁で囲み、土砂の流出を防ぐそうです。建物は木造 2 階建て 2 棟、2LDK と 2DK、各 10 戸ずつの 20 戸だそうです。給排水は西側宅地内の指定道路内の公共上下水道を利用するそうで、雨水は集水桝を設置して、北側の車道の側溝へ接続して放流するそうです。高いブロック擁壁の上には、フェンスで囲み安全を保つそうです。北側農地には配慮して、北側を少し開けて建設するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、4番の案件です。申請人は会社役員で、申請地近くにアパートを所有するものの、駐車場が手狭になったための申請で、場所は蛇ヶ谷公園テニスコート西側50mぐらいのところですが、隣地にアパート15世帯分を所有しているが、駐車スペースが25台分しかなく、来客用の駐車スペースもなかったために、今回10台分の駐車場を建設するとのことで、西側と南側は市道、北側は里道、東側は宅地です。西側市道より少し高いので、表土を少し取り除いて、砂利を敷いて道路と同じ高さにするそうで、駐車場ですから給排水は関係なく、雨水も自然浸透で、周りに農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、5番の案件、申請人は宅地建物取引業を営むために、昨年12月5日の総会に建売住宅4戸分を申請したが、譲渡人の残地が少し残っていたために、残ってあったために、隣地との境で排水用地として利用するための申請で、場所は糠峯団地の西側で、市道と農地を挟んだ先です。長さが20mくらいで、幅は広いところでも1mくらいで、排水路のためにコンクリートで塗って、周りに影響なくするそうです。現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願いいたします。

○推3番（松本恒幸君） はい、推進委員3番の松本です。6番の案件について説明いたします。

住宅地に転用希望ということで申請されております。この場所は大浜町の上流側の橋を渡ってすぐのところ、近辺は住宅街ということになっております。休耕地というところで更地になったところがございます。申請者は、今、家族が母親のほうで家のほうで住んでおられますけども、今、親子5人家族ということで手狭になったということで、今のこの申請地を譲り受けて家を建てるということでございます。生活排水は合併浄化槽を設置し、その北側に市道に沿って側溝がございます。その側溝に流入させるということでございます。それと雨水は屋敷内に排水枡を設け、これもまた隣接の市道の側溝に流入させるということでございます。今現在もう更地になった状態で、いつでも家は建てられる状況になっており、近辺の迷惑はまず考えられないということでございます。

現地調査の結果、許可相当と判断しておりますけど、皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番をお願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。ちょっと風邪ひいて聞き苦しいとは思いますが、よろしく申し上げます。

7番の案件について説明いたします。

これは農地の移転の申請でございまして、現地は肥後伊倉近くの四本木団地の南前の交差点のすぐ上でございまして、これは畑地でございます。申請の理由につきましては、敷地の西側が地盤より1.5m高く、この高低差のため境界線にしたがって土砂の崩落の危険があるということでございます。申請地は、取得して崩落防止工事を要するということでございます。

それから、目的の必要性といたしまして、熊本地震でかろうじて被害はなかったが、将来不測の自然災害に対処するために、申請部分を取得して、崩落防止の被害防除工事を行うということでございます。計画は、転用の面積は42㎡で、境界に沿ってですね、L型擁壁を設置して、崩落防止工事をするというところでございます。給水とかはありませんので、雨水については地下浸透でございます。被害防止については、地盤工のためにL型擁壁を設置する工事の施工で、隣地の土砂流出を完全に防止するというところでございます。

それから、近隣の農地への被害発生のないよう十分注意をするということでございまして、現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思われまますので、よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、お願いたします。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、縄田です。8番の件について御説明いたします。

申請人は運送業を営んでおり、現在、玉東町のほうに土地を借りて駐車場として使用しておるそうですが、駐車場が足りなくなったため、自宅敷地に隣接する申請地に会社の車両を駐車したいとのことです。

申請地は、八嘉小学校から北に約300mほど行ったところであり、東側は水路、南側は宅地、西側は道路、北側は畑に囲まれた土地です。東側、西側の道路に比べると2mほど低くなっているため、2mほど盛土をして駐車場にするそうです。隣接地に土砂が流出しないようL型擁壁を設置し、土砂の流出、崩壊等のないようにするとのことです。雨水については、アスファルト等を敷く予定がないので、自然浸透で対処するとのことです。

現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と判断いたします。

以上、御審議をよろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

続きまして、9番をお願いたします。

○推8番（岡村栄一君） 推進委員8番の岡村です。9番を説明します。

申出人はですね、今現在、合志のほうのアパートに住んでおられる方で、個人住

宅でございます。場所はですね、玉名の今度病院ができる北側の500mぐらいのところでございます。転用の面積が459㎡で、盛土をして周りをブロックで囲んで、1戸建ての平屋でございます。東側にですね、市道が通っていて、市道との間に用排水の溝があります。ここに今まで橋があったから、ちょっと橋が足りないから橋を延長して、そして給排水は、前は上水道、下水道も通っていますので、そこを接続するというので、それと雨水あたりは溜め枡をして、前の排水路に落とすということです。周りにはですね、遊休地で、東も西も北のほうもですね、ほとんど休耕地になって、ほとんど何ら建物に対して周りには問題ないと思いますので、現地の許可相当だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、お願いします。

○推9番（橋 一輝君） 推進委員番号9番の橋です。10番の案件について御説明いたします。

場所はですね、三ツ川の市営住宅の南東約300mから400mのところの山間の農地です。ここはですね、去年の11回と12回でもですね、出されまして、今回が3回目ということで、前と同じくですね、クヌギを植林してシイタケの原木、これを育成、販売するというのでございます。

今回はですね、所有者が3名おられるんですけどもですね、いずれも休耕地で、これを復元して耕作する気は全くないということで、周りが土地を買われておるということをですね、耳にして、それならば自分たちのところも買ってほしいと、そういう話があったので、ここも追加計画をしたということでございます。

先ほど申しました第11回、12回の総会で、説明があったとおりですね、周辺は山林に囲まれております。今回はですね、ただ1カ所だけ耕作地、田んぼにですね、面しているところがありましたので、そこはですね、植樹の際にですね、3、4m内に引っ込めて植えるということで、耕作には迷惑をかけないということでですね、地主さんとは既に了解を得ているということでございました。また、これは目的が植林のためですね、そのほかは農地に特に影響もなく、またこの付近はですね、イノシシ、これがですね、・・・地、遊び場になった、そういうようなところでもありますので、なかなか営農には適した土地とは言い難いと、そういうところでございます。今回の申請地でもですね、クヌギをですね、約220本かな、植培して、4、5年後に伐採して、菊池方面にですね、シイタケを栽培する業者があるということで、そちらのほうに販売を計画しているということでございました。12月27日かな、現地調査をした結果ですね、特に問題はないというふうに思われますので、本件については許可相当だと判断をいたしました。

どうか御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で10番の案件、説明を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、お願いします。

○推10番（栗田 稔君） 11番の案件について説明します。推進10番の栗田です。

太陽光発電ということで事務局から説明ありましたとおり、目的として九電への売電、場所はひばりが丘団地北側、それに208号線から直線で100mぐらいのところ場所にあります。高圧送電線が通っておりますが、九電の許可を受けるといことです。それから、雨水については自然排水ということで、問題なしと判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番、お願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番の中島です。12番の案件について説明いたします。

使用貸人と借人は親子関係でありまして、賃貸の案件であります。木造の平屋で個人住宅の計画です。北側は平地で住宅が建っておりまして、東側と南側には貸人、お父さんの畑がそのまま平地でありますので、この407㎡は分筆の土地です。西側には上下水道が通って、それとU字溝が埋設されてある道路があります。給水は公営水道を利用し、生活雑排水は公共下水道に排出するということ、雨水は自然浸透させ、オーバーフローした分は溜め桝でして水道のU字溝に流されるそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないものと思います。御検討のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番をお願いいたします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番、永田です。13番の案件について説明いたします。

申請地は横島大園地区の集落内の農地です。申請人は、現在両親と申請人家族5人で実家に住んでおられます。現在住んでいる実家が古くて、また手狭になったため、実家に隣接する父の所有する畑に個人住宅を建設する計画です。転用面積は358㎡で、木造の平屋建ての住宅を建築する計画です。

また、住宅への進入路として、実家の宅地の一部を利用するということです。給水につきましては、井戸を使われ、生活排水については、農業集落排水に接続し、処理されます。雨水については、敷地内に集水桝を設けて東側側溝に放出されるそうです。申請地は、宅地と水路に囲まれた場所にあり、周辺には農地はありません。

今回の計画で造成は整地のみのための土砂の流出等がないように注意するという  
ことです。

以上、現地調査の結果、本件については許可相当だと判断いたします。よろしく  
お願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から13番まで、委員の説明が終わりました。皆さんより御意見、  
御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認するこ  
とに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第3号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9ページをお願いいたします。

議第4号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第1  
8条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成  
31年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

10ページから11ページの総括表と、12ページから18ページまでの集計  
表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

18ページのほうを御覧ください。今回は所有権移転が6件の19,016㎡、  
利用権設定が59件、153,822㎡、合計65件の172,838㎡の集積で、  
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしているものと判  
断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。ここで皆さんより何か御質問などはございませ  
んでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第4号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議  
のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第4号については、原案どおり決定しました。

-----○-----

#### 4. 報告

○議長(永田知博君) 次に、報告第1号、2号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 19ページをお願いいたします。

報告第1号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成31年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、19ページから25ページまでの28件、合計94,731㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、26ページをお願いします。

報告第2号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成31年1月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、合計1,888㎡の届出を受理しております。届出理由は、野菜畑としての利用ということです。

以上、報告を終わります。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の報告がありました。質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 質問もないようでございますので、その他に移ります。

-----○-----

#### 5. その他

○議長(永田知博君) その他、皆さんより何かございましたらお伺いいたします。

はい、どうぞ。

○推8番(岡村栄一君) 推進委員の8番の岡村です。ちょっとお尋ねします。

今ですね、自分の校区内に、玉名の新幹線の横に市があれを用地の開発の話がありますね。その中で今、不動産屋がですね、地元の農家にですね、農振が下りるから下りるからということで、農地を貸してくれだの売ってくれという話が出るけん、今の現状では農業委員会ではどういう状況になっているのでしょうか。

○事務局長(二階堂正一郎君) 農業委員会のほうには何も情報は入ってきておりません。あそこは農振地域になっていますので、まずは農林水産政策課のほうで農振を

外してから、それから農業委員会にもし転用等があれば届出が出てくるという形になります。農振のほうがちやんとした理由がないと外れないので、ただ外れるからということは多分ないとは思いますが。

○推 8 番（岡村栄一君） 私も市のほうからそういうことはするから、農業委員では全然わかりませんで今のところは答えております。

はい、わかりました。どうもありがとうございました。

○議長（永田知博君） ほかにはございませんでしょうか。

それでは、事務局より連絡事項をよろしくお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 今回、県議会議員の選挙のことですね、候補の浦田県会議員のほうからですね、農業委員会のほうに推薦をしてくださいということで、推薦の委任の申し出がっております。一応前回の選挙のときもそうだったんですけども、来られた方は全て推薦をすると、農業委員会のほうとしてですね、ということで今まではなっていました。今回をどうするかということで会長のほうともお話しをしたんですけども、もうするという出しました。

次に、またあとお二人おられましたけども、その方たちが、もし推薦のほうをさせていただきたいということで申請があれば、その方たちも出したいと思しますので、御了承のほうをよろしく願いしときます。

○議長（永田知博君） 今、局長のほうからお話がありましたけれども、今回の県議選につきましては、やっぱり、それぞれいろんなしがらみもございますので、どれをどう、誰をどうだということではなく、農業委員会のほうに推薦願が出てきた場合は、全部推薦状を差し上げて、頑張ってくださいということにしておりますので、そういう方向でよろしいでしょうか。

（はいの声）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいを行っていききたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次長どうぞ。

○事務局次長（小山 博君） 事務局からお知らせを行います。

農業委員の農業委員会視察研修についてということで、今日は1枚、1月7日きょう付けで通知ということで配付しております。

前回の総会のとき、日にちだけですね、お知らせしておりました。農業委員会視察研修、2月21日木曜と2月22日金曜で、鹿児島県日置市農業委員会視察ということで行います。

2月21日、日置市農業委員会で、日置市農業委員会の概要、それと特色的に下限面積の引き上げによるですね、農地の有効利用、定住促進に取り組んでおられる



ということで、それらの内容について。また、遊休農地の発生防止解消について、そういうことを研修内容としてですね、行うようにしております。それで、そのあと鹿児島市内のほうに1泊しますので、4時ごろ終了から鹿児島市内に15時ぐらいに到着するところで宿泊になります。

翌2月22日は鹿児島市観光農業公園、通称グリーンファームというところですけど、そちらのほうを午前中、その他、今少し計画はしているところですので、研修先を考えてですね、計画しております。昼食後帰路につきます。

3番目の集合、出発につきましては、2月21日8時50分集合、9時出発、玉名市役所庁舎前の駐車場ということで、帰着解散は翌日午後4時ごろを予定しております。ここで同じく玉名市役所本庁の駐車場で、到着、解散ということになります。

それで、2月21日ですが、出欠の返事につきましては、と併せてですね、宿泊室における禁煙、喫煙の希望について、その2点をですね、今月いっぱい、1月31日までに事務局へ御都合のほどを御連絡ください。よろしく申し上げます。

視察研修については以上です。よろしく申し上げます。

○主任（大原三和君） すみません、こんにちは。事務局のほうからです。

配付資料のこちらですね、平成31年第1回農業委員会総会の配付書類というプリントを見ていただきたいんですけども、その中のお願いのところですけども、毎月提出していただいている農業委員会活動記録簿ですが、農業委員会最適化交付金の交付対象を確認する大切な記録簿ですので、必ず毎月、総会の際に提出をお願いします。8月からの分で出されてない方は、次回総会にでも提出をお願いします。

それから3月ですけども、3月までで年度が終わりますので、3月分ですね、その3月分は予定でかまいませんので、3月の総会のときに3月分の提出をお願いします。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局からの連絡ですけども、活動記録簿、毎月手渡しで、手渡しといたしますか、ちゃんとおあげしておりますので、いろいろ各地域地域で活動されたことを記入されて、提出、お願いをいたします。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、ほかに何もありませんので、これをもちまして、第1回目の農業委員会総会を閉会したいと思います。

どうも審議ありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時03分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成31年1月7日

玉名市農業委員会会長                      永田 知博

農 業 委 員                                      吉田 孝壽

農 業 委 員                                      島村 秀敏